役場からのおしらせ

南木曽町役場 ☎0264-57-2001
FAX0264-57-2270

「認可地縁団体制度」について

担当 総務係

平成3年の地方自治法の改正により、自治会・町内会等の「地縁による団体」名義での不動産登記が認められるようになりました。

これは、町内会等が保有する土地や集会施設などの財産管理において、代表者名義や複数人名義で登記をしている場合、変更登記が面倒であることや相続でトラブルとなるなど、様々な問題が生じてきたためです。

不動産登記を目的に地縁による団体として法人格を得るためには、一定の要件を満たすことと町長の認可を受けることが必要です。（認可地縁団体と言います）

詳しくは、総務課総務係までお問い合わせください。

南木曽町国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

担当 住民係

南木曽町国民健康保険被保険者証（以下、保険証）の有効期限は9月30日までとなっています。

新しい保険証は、9月下旬までに役場から送付しますので、保険証が届きましたら、住所・氏名などを確認してください。

10月1日以降、有効期限切れの保険証につきましては、間違いを避けるため、破棄してください。

ツキノワグマによる人身被害に注意しましょう

担当 農林係

平成27年度に入ってからツキノワグマの出没、目撃回数が増え、郡内でも人身被害が発生しています。

梅雨明け以降は、ツキノワグマの行動範囲が拡大し、集落付近での出没件数が増加しますので、次の点に注意してください。

①ツキノワグマは、町内のほとんどの森林に生息していますので、山に入る場合は、**いつ・どこで遭遇してもおかしくない**ということを念頭に置いて行動してください。

②夏はクマにとってエサが不足する季節です。このため、畑や人家付近に出没することが多くなります。特に夕方から朝方にかけての薄暗い時間帯での活動が活発になり、クマに遭遇する危険性が高くなりますので、**農作業や森林内に入る場合、見通しの悪い藪の多い道を通行する場合などは、鈴やラジオなど音の出るものを携帯してください。**

③人家周辺や農地周辺では、生ごみや廃棄した果実を適正に処理していただくとともに、漬物、養蜂箱、飼料、廃材、オイル、塗料など**クマを誘引する物について適正な管理を行ってください。**

④万が一、ツキノワグマに遭遇してしまった場合は、**目をそらさず（クマに対し背を向けると、追いかけてくる習性があります）、ゆっくりとその場を離れてください。**

※長野県ホームページでも詳しく案内がされていますのでご覧ください。
http://www.pref.nagano.lg.jp/index.html

電気柵の設置は適正に

担当 農林係

人が容易に立ち入る場所に電気柵を設置する場合は、漏電遮断器の設置、注意表示を行うなど取扱説明書をよく確認し、ルールを守って設置しましょう。

こころの相談室を開設します

担当 福祉係

物忘れ・うつ等、その他こころの健康に関する相談室を次のとおり開設します。

■**日時** 9月9日（水）
午後1時から

■**場所** 南木曽町役場

■**担当** 藤原 利勝 先生

■**申込先** 役場福祉係
☎57-2001

※事前申し込みが必要です。

■**今後の開催予定**
12月9日（水）
平成28年3月9日（水）

講演会のお知らせ

担当 福祉係

長野県看護協会木曽支部主催の市民公開講座を次のとおり開催します。

■**演題**「噛むことのからだへの効果」

■**日時** 10月3日（土）
午後1時30分～3時30分

■**場所** 木曽病院講堂

■**講師** 信州大学医学部付属病院口腔外科教授
栗田 浩 先生

9月は認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動強調月間です

担当 木曽保健福祉事務所福祉課社会係 ☎0264(25)2218

今後一層高齢化が進む中、認知症高齢者をはじめ高齢者への虐待防止対策が重要な課題となっています。そこで、「認知症高齢者とその家族を地域で支えていく」「高齢者虐待は人権侵害である」という意識を高齢者や介護に携わる人をはじめ、広く県民に普及することにより、高齢者が自分らしくいきいきとした生活を送ることができる環境づくりを進めるために講演会を開催します。参加費無料でどなたでもご参加できます。是非お出かけください。

■**日時** 9月25日(金) 午後1時～4時
■**会場** 木曽合同庁舎
■**講演内容**
①「高齢者虐待の防止に向けて」
上伊那成年後見センター所長 矢澤 秀樹 氏
②「認知症高齢者とその家族への支援について」
社会福祉法人恵仁福祉協会高齢者総合福祉施設アザレアンさなだ常務理事兼総合施設長 宮島 渡 氏

「就職パソコン特訓科」の訓練生を募集します

担当 長野県上松技術専門校 ☎0264(52)3330

企業実務に役立つパソコンの知識やコミュニケーション能力を習得し、幅広い職種への就職を目指す講座の訓練生を募集します。(パソコン初心者も応募可能)

■**訓練期間** 10月1日(木)～12月25日(金)
■**募集人員** 20人
■**訓練会場** 上松町公民館
■**受講料** 無料(教科書代等は自己負担)
■**応募資格** ハローワークの求職登録者
■**応募方法** 受講申込書をハローワーク担当窓口に提出
■**募集〆切** 9月2日(水)
■**入校選考** 9月8日(火)午後2時から

特別養護老人ホーム等の職員を募集します

担当 松塩筑木曽老人福祉施設組合事務局 ☎0263(53)5000

■**募集する職種** 生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員 若干名
■**試験期日** 10月3日(土)
■**申込方法** 9月1日(火)～18日(金)まで(土・日曜日を除く、午前9時～午後5時)に本人が直接事務局に申込書を持参してください。

看護師就職支援セミナーのお知らせ

担当 国民健康保険坂下病院 ☎0573(75)3118

看護師・准看護師の資格を持っている方で、もう一度看護職として働きたいと考えている方を対象に、医療・看護の現状の紹介や相談にお答えするなど、就職支援を目的としたセミナーです。お子様との参加も可能ですのでお気軽にご参加ください。参加希望の方は9月30日(水)までにお申し込みください。

■**日時** 10月3日(土) 午前10時～正午
■**場所** 国民健康保険坂下病院

第20回木曽地域高齢者作品展作品を募集します

担当 福祉係

木曽地域高齢者作品展実行委員会主催の木曽地域高齢者作品展を11月10日(火)・11日(水)に上松町ひのきの里総合文化センター(旧木曽勤労者福祉センター)で開催します。次のとおり作品を募集しますのでお申込みください。

■**出品申込期間** 8月3日(月)～10月9日(金)まで
■**参加資格** おおむね60歳以上の木曽地域在住者
■**作品種目** ①工芸品②絵画③写真④書⑤俳句・短歌⑥手芸⑦盆栽⑧その他(種目ごとに規格が決まっていますので、お問合せください。)
■**作品数** 1種目1人3点以内(複数種目可)
■**申込先** 役場福祉係・木曽保健福祉事務所福祉課

長野県計量モニター募集

担当 長野県計量検定所

皆さんが日常購入している食料品等について、内容量が正しく表記されているか調査を行い、感想やご意見を頂く、「長野県計量モニター」を募集しています。計量に使用するデジタルキッチンスケールを支給します。

■**募集人員** 10名程度
■**委嘱期間** 11月1日(日)～30日(月)
■**応募期限** 9月30日(水)
■**申込・問合先** 長野県計量検定所
☎0263(47)4006
FAX0263(47)9895
E-mail：keiryo@pref.nagano.lg.jp
HP http://www.pref.nagano.lg.jp/keiryo

9月9日は救急の日 9月6日～12日は「救急医療週間」です

担当 保健係

突然の事故や病気のとき、応急手当によって救命効果が向上します。

傷病者の救命のため、応急手当の知識・技術を身につけましょう。

長野県小児救急電話相談

#8000(アナログ回線は☎0263(34)8000)

毎日　午後7時～11時まで

お子さんの夜間の急病・ケガで心配なとき、ご相談ください。

応急対処法や受診の要否などについて助言(※)します。

(※診断ではありませんのでご了承ください)

長野県消防ポンプ操法大会出場報告

―南木曽町消防団長―武儀山―真史―

長野県消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会が7月26日(日)諏訪市 諏訪中央公園で開催され、小型ポンプ操法の部に南木曽町消防団第1分団が木曽郡の代表として出場しました。

南木曽町消防団では平成25年度以来の県大会出場となりました。

当日は、町長・町議会議長・副議長をはじめ、朝早くから大勢の団員の皆さんが大会会場へ応援に駆けつけくださいました。

第1分団では、4月に消防学校で操法技術の訓練を受けた後から郡大会に向け訓練を始め、6月に木祖村で開催された郡大会をはさみ、この7月まで約3ヶ月間にわたって訓練に励み、万全の態勢で本番に臨みました。

県下各地区から選ばれた精鋭チームが出場し、競技レベルも高く、出場13チーム中、第12位という結果でした。

出場に際しましては町当局、また、関係の皆様方から温かいご支援・激励を賜り厚く感謝とお礼を申し上げます。

また、訓練について、ご家族・地域の皆様のご協力に対し、重ねて感謝申し上げます。

今後、訓練や大会から学んだことを活かしていく所存でありますので、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9月は「健康増進普及月間」と「食生活改善普及月間」です

1に運動　2に食事　しっかり禁煙　最後にクスリ

～健康寿命の延伸～

平均寿命の伸長が目覚ましい昨今ですが、人口の高齢化、社会生活環境の急激な変化等に伴う糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加が大きな問題となっています。

壮年期死亡の減少と、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる「健康寿命」の延伸を図るため、9月は「健康増進普及月間」と「食生活改善普及月間」となっています。

生活習慣病は日常生活のあり方と深く関連していることから、健康の保持・増進を図るためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要です。

具体的には、野菜を今より70g(副菜1皿分)多く摂取し、1日で350g以上の野菜と果物を「食べる」ことで、高血圧の改善に係る目標設定の一部を達成することができます。他の栄養分野の目標もありますが(減塩や肥満の解消等)、まずはジュースでも、サプリメントでも、漬物でもない、〝野菜を使った副菜〟を1日1皿増やしましょう!